

R2 憲法 (公法第1冊)

第 1 問

第1. 規則① (以下、憲法14条各号を指す。)

1. 移動可能な交通手段としての骨子(以下「本件骨子」とする。) 第3条1項は、高速路線バスを運行し、生活

路線バスを運行する事業者のみに限定している。同条1項、従前の高速路線バスを運行する事業者は、高速路線バスを運行する自由を(以下「本件自由」とする。)

2. 22条1項は、職業選択の自由を保障する。 (以下「本件自由」とする。)

(1) 職業選択の自由は、憲法14条1項に保障されている。 (以下「本件自由」とする。)

2. 22条1項は、職業選択の自由を保障する。 (以下「本件自由」とする。)

(1) 職業選択の自由は、憲法14条1項に保障されている。 (以下「本件自由」とする。)

2. 22条1項は、職業選択の自由を保障する。 (以下「本件自由」とする。)

(1) 職業選択の自由は、憲法14条1項に保障されている。 (以下「本件自由」とする。)

2. 22条1項は、職業選択の自由を保障する。 (以下「本件自由」とする。)

(1) 職業選択の自由は、憲法14条1項に保障されている。 (以下「本件自由」とする。)

2. 22条1項は、職業選択の自由を保障する。 (以下「本件自由」とする。)

第 2 問

第2. 規則① (以下、憲法14条各号を指す。)

1. 移動可能な交通手段としての骨子(以下「本件骨子」とする。) 第3条1項は、高速路線バスを運行し、生活

路線バスを運行する事業者のみに限定している。同条1項、従前の高速路線バスを運行する事業者は、高速路線バスを運行する自由を(以下「本件自由」とする。)

2. 22条1項は、職業選択の自由を保障する。 (以下「本件自由」とする。)

(1) 職業選択の自由は、憲法14条1項に保障されている。 (以下「本件自由」とする。)

2. 22条1項は、職業選択の自由を保障する。 (以下「本件自由」とする。)

(1) 職業選択の自由は、憲法14条1項に保障されている。 (以下「本件自由」とする。)

2. 22条1項は、職業選択の自由を保障する。 (以下「本件自由」とする。)

(1) 職業選択の自由は、憲法14条1項に保障されている。 (以下「本件自由」とする。)

2. 22条1項は、職業選択の自由を保障する。 (以下「本件自由」とする。)

(1) 職業選択の自由は、憲法14条1項に保障されている。 (以下「本件自由」とする。)

2. 22条1項は、職業選択の自由を保障する。 (以下「本件自由」とする。)

本件自由の範囲は、

解

品

解

可

4

詳しく

第

問

られる。移動は、これにより、移動先の場所・物・人等により様々な刺激を受けることができる。このように刺激により個人の自己実現に資するものといえる。本件で問題となっている場所は観光地であるが、観光地は、良い刺激を与えるものが多いと考えらるべき。観光地へ移動する自由は自己実現に一層つながるものと考えらるべきである。判例は、積極目的として移動の自由を保護するが、上記の特性事情から、本件自由②は目的二面論に適合しないと考える。

イ 規制②は、規制の対象を特定し、場所としているため、緩やかな制約とも思える。しかし、区域外を対象としていることから、特に自家用車での移動を希望する人々の移動について、乗り入れ自体禁止とすることで、ほぼ立入禁止と同様の制約をしている。これも制約の強度である。——（上記自由の保護性と制約の強度から考え、）
ウ そこで、規制①と同様の基準で判断する。

(2) 3. 規制②の目的は、交通渋滞により、地域住民の移動や緊急車両の通行の障害を排除し、住民生活の最低限の利便性を図ることにある。このための目的は、住民らの身体的・精神的安全に資するものであり、正当である。

イ 規制②に基づき本件骨子第5条は、区域住民以外の者の乗り入れを禁止するものであると、やむを得ず禁止により交通渋滞の全体への車両数は多少は減少し、交通渋滞を解消することになる（適合性）。規制の対象も限定されており、必ずしも範囲での制約といえる（必要性）。当該制約は罰金も科課されていないため強度に過ぎることも考えらるが、前提として自覚者等を通行禁止

115

逆接でつなげた！

独自で面白いか？観光地にはいい刺激があるのでは

(第 問)

外と定めたり、一律に制約していいため、過剰の平収ととも
いえない。(相当性)。

よりいしても、住民からは交通渋滞の原因は観光バスにあるため、自家用車への規制は無意味に近いといわれている。他府県の高齢者が観光バスを利用してツアーをするのは全国各地で見られることから考えれば、観光バスによる当該地域の通行頻度が高いものと考えられる。そのため、自家用車を用いる人々を不適切に制限する
もので、目的との関係では平収として適当的ではないと評価される。
う し、7. 目的は重要であるが平収と~~結果~~実質的に関連性は認められない。

5. おり 緊急とする。

以上